

福井県報

第 2012 号
平成 2 1 年
2 月 2 4 日(火)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目次

告示

- 保安林の指定の予定（八五）八七・森づくり課……………一
- 土地改良事業の変更の適当の決定および関係書類の縦覧（八八・農村振興課）……………一
- 公 告
- 大規模小売店舗立地法の規定による意見（商業・サービス業振興課）……………一
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出の取上げ（同）……………一
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市整備課）……………一
- 選挙管理委員会告示
- 政治団体の設立の届出（一一）……………一
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出（一二）……………三
- 政治団体の解散の届出（一四）……………四
- 資金管理団体の届出事項の異動に係る届出（一五）……………四
- 公安委員会公告
- 地域交通安全活動推進委員の委嘱（交通企画課）……………四

告示

福井県告示第 8 5 号

農林水産大臣から、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第 3 0 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 1 年 2 月 2 4 日

福井県知事 西川 一誠

- 保安林予定森林の所在場所
敦賀市横浜 1 0 2 号志和寿 6 の 1、7 から 1 2 まで、1 3 の 1、1 3 の 2、1 4、2 9、3 0 の 4 から 3 0 の 6 まで
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
横浜 1 0 2 号志和寿 6 の 1、8、9
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町に属する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法
・期間および樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および敦賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第 8 6 号

農林水産大臣から、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第 3 0 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 1 年 2 月 2 4 日

福井県知事 西川 一誠

- 保安林予定森林の所在場所
三方郡美浜町新庄 2 3 4 号奥耳谷 6 から 8 まで、1 5 から 1 7 まで、1 9
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
新庄 2 3 4 号奥耳谷 7、8、1 5
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町に属する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法
・期間および樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第 8 7 号

農林水産大臣から、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第 3 0 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 1 年 2 月 2 4 日

福井県知事 西川 一誠

- 保安林予定森林の所在場所
大野市長野 3 9 字下山谷 3
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の存在する市町に属する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法
・期間および樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第 8 8 号

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 9 5 条の 2 第 3 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定に基づき、福井市ノ瀬第一土地改良事業共同施行の市ノ瀬地区の土地改良事業（区画整理（非補助土地改良）事業）

の計画の変更を適当と決定したので、同法第95条の2第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年2月24日

福井県知事 西川 一誠

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
変更後の規約の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成21年2月25日から
平成21年3月26日まで
- 3 縦覧に供する場所
福井市役所農林水産部農村整備課

公 告

平成20年10月10日付けで公告した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出について、同法第8条第1項の規定により鯖江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年2月24日

福井県知事 西川 一誠

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
（仮称）株式会社ユース鯖江西店
鯖江市札町30字野岸9番 外27筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ユース
代表取締役 田代 正美
福井市文京一丁目16番1号
- 3 聴取した意見の概要
・店舗の出店に伴い、交通量の増加が予想されるので、付近道路の交通渋滞の緩和

や歩行者の安全に万全を期すること。

・荷物の搬入やごみ収集等の作業に当たっては、作業をできるだけ短時間で行うなど、騒音の軽減を図ること。

・屋外スピーカーの使用については、1時間につき連続して15分以上の休止を規定する鯖江市環境市民条例を厳守するとともに、音量等についても周辺の生活環境に十分配慮すること。

・従業員用駐車場に夜間照明を設置する場合、隣接農地の農作物に光害を与えないよう、照明の点灯時間や方位に配慮すること。

・雨水排水に当たっては、雨水を地中に浸透させたり、一時的に貯留し徐々に流すなど、流出量の抑制をはかること。

・冬期間の店舗敷地内の除雪や排雪に当たっては、付近の道路や水路へ処理をせず、事業者の責任において適正に処理すること。

4 聴取した意見の縦覧場所

(1) 福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部商業・サービス振興課

(2) 鯖江市西山町13番1号

鯖江市産業部商業観光課

5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時30分まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による次の新設の届出については、取り下げられたので公告

する。

平成21年2月24日

福井県知事 西川 一誠

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ヤマダ電機テックランド越前店

越前市瓜生町40字山王7番1 外18筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山田 昇

群馬県高崎市栄町1番1号

3 新設の届出のあった日

平成20年9月26日

4 取下げのあった日

平成21年2月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）

第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年2月24日

福井県知事 西川 一誠

1 都市計画の種類および名称

丹南都市計画下水道

鯖江市公共下水道

2 縦覧場所

福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部都市整備課

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の

設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年2月24日

福井県選挙管理委員会

委員長 奥井 隆

(その他の政治団体)
(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届 出 年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の 氏 名	主たる事務所の所在地
平成21年 1 月 7 日	森下ゆたか後援会	井 関 清	岡 本 嘉樹	三方上中郡若狭町大鳥羽 2 8－8－6
平成21年 1 月23日	森ゆきつぐ後援会	坂野 彰	赤尾 政治	あわら市春宮 2－7－3 6
平成21年 1 月27日	井上信雄後援会	森下 貞夫	前田 佳一	丹生郡越前町江波 6 6－4 1－4

福井県選挙管理委員会告示第 1 3 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 7 条第 1 項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があつたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 1 年 2 月 2 4 日

福井県選挙管理委員会
委員長 奥井 隆

届 出 年月日	政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 内 容	
			新	旧
平成21年 1 月 6 日	自由民主党福井県 七夕の会支部	代表者	近藤 勉	寺腰 正三
平成21年 1 月 8 日	自由民主党福井県 歯科技工士連盟支 部	代表者	廣 一馬	遠矢 東洲
平成21年 1 月 9 日	関敬信後援会「ひ まわりの会」	主たる事務所の 所在地	丹生郡越前町中 8－6－ 1	丹生郡越前町織田 4 0－ 1 2
平成21年 1 月22日	建拓会	代表者	佐々木 義和	酒井 典康
平成21年 1 月22日	建牧会	代表者	佐々木 義和	酒井 典康
平成21年 1 月30日	福井県木材産業政 治連盟	会計責任者	梅田 正治	富田 毅矩男

平成21年 2 月 4 日	上杉力後援会	代表者	関谷 君和	竹内 敏明
平成21年 2 月 5 日	自由民主党福井県 トラックス支部	会計責任者	藤田 有道	松本 勲
平成21年 2 月 5 日	福井県トラックス事 業政治連盟	会計責任者	藤田 有道	松本 勲

福井県選挙管理委員会告示第 1 4 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 1 7 条第 1 項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 1 年 2 月 2 4 日

福井県選挙管理委員会
委員長 奥井 隆

届出年月日	政治団体の名称	解散年月日
平成21年 1 月14日	松村りゅうじ福井市円山地区後援会	平成20年12月31日
平成21年 1 月21日	津田雅司後援会	平成20年12月25日

福井県選挙管理委員会告示第 1 5 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 1 9 条第 3 項の規定により、資金管理団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第 1 9 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 1 年 2 月 2 4 日

福井県選挙管理委員会
委員長 奥井 隆

届 出 年 月 日	届出をした者の氏名	届出をした者に係る公職の種類	資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動 新	内 容 旧
平成21年 1 月 9 日	関敬信	越前町長	関敬信後援会「ひまわりの会」	主たる事務所所在地	丹生郡越前町中 8 — 6 — 1	丹生郡越前町織田 4 0 — 1 2

公安委員会公告

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 7 号）第 1 条第 1 項の規定により、平成 2 1 年 1 月 3 0 日付で、下記の者を地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成 2 1 年 2 月 2 4 日

福井県公安委員会
委員長 松本 幸太郎

【福井地域】

小倉 一夫	福井市宝永 4 丁目	小林 重春	福井市田原 2 丁目
志々場 伸幸	福井市日之出 3 丁目	内田 三直	福井市大願寺 2 丁目
高橋 恵美子	福井市順化 1 丁目	宮川 脩	福井市大宮 2 丁目
幾代 育子	福井市順化 1 丁目	堂越 秀利	福井市角折町
佐藤 芙美江	福井市中央 3 丁目	三宅 龍	福井市照手 3 丁目
宗京 順	福井市日之出 3 丁目	北 正美	福井市菅谷 2 丁目
富田 和夫	福井市上北野 1 丁目	白崎 怜	福井市菅谷 2 丁目
五十嵐 利彦	福井市上北野 2 丁目	梅田 浩正	福井市三郎丸 2 丁目
稲津 典三	福井市日之出 3 丁目	山本 隆夫	福井市高屋町
高島 愛一郎	福井市御幸 2 丁目	山本 治	福井市三郎丸町
小林 俊明	福井市北四ツ居町	北風 敏明	福井市栗森町
川田 光雄	福井市日之出 2 丁目	片岡 武則	福井市高木町
前側 宏	福井市日之出 4 丁目	山村 弘子	福井市小和清水町
山村 照代	福井市大宮 2 丁目	鳥本 喜代継	福井市新保 2 丁目
正木 正雄	福井市文京 7 丁目	野路 芳春	福井市北野上町
岸下 正美	福井市二の宮 4 丁目	吉村 親	福井市篠尾町
北島 正治	福井市新田塚 1 丁目		

【福井南地域】

石川 敏夫	福井市在田町	伊塚 加代子	福井市江端町
中山 謙二	福井市上野町	井戸 善美	福井市免鳥町
林 信次	福井市春日 2 丁目	川村 清三郎	福井市毛矢 3 丁目
林 達雄	福井市中荒井町	北村 淳子	福井市中野 2 丁目
松浦 健夫	福井市下蒔生田町	白崎 多美子	福井市帆谷町
下村 雅則	福井市木田 1 丁目	坂井 国夫	福井市足羽 2 丁目
中村 光子	福井市月見 4 丁目	山崎 良一	福井市若杉 1 丁目
深草 又栄	福井市下江守町	森木 榮治	福井市大森町
松村 喜久雄	福井市種池町	河原 二三雄	福井市若杉浜 3 丁目
伊部 正勝	福井市花堂南	関西 勝	福井市東下野町

【永平寺地域】

柳原 嘉幸	吉田郡永平寺町光明寺	伊藤 忠征	吉田郡永平寺町志比
鶴田 友康	吉田郡永平寺町山王	泉 順一郎	吉田郡永平寺町松岡葵 1 丁目
中川 納	吉田郡永平寺町松岡領家	酒井 優雄	吉田郡永平寺町清水
高島 正徳	吉田郡永平寺町松岡春日 1 丁目		

【大野地域】

鈴木 健治	大野市城町	宮本 豊彰	大野市陽明町四丁目
伊藤 学	大野市篠座町	三橋 正男	大野市中挟二丁目
土本 正道	大野市中野	前田 善一	大野市泉町
木瀬 誠治	大野市元町	望月 忠男	大野市貝皿
廣瀬 末治	大野市春日一丁目		

【勝山地域】

河野 豊	勝山市芳野町 1 丁目	大林 謙二	勝山市旭毛屋町
林 康昭	勝山市本町 3 丁目	田中 秀治	勝山市村岡町浄土寺
山内 澄	勝山市元町 2 丁目	平井 喜兵衛	勝山市北郷町檜曾谷
木戸口 勝男	勝山市長山町 2 丁目		

【あわら地域】

北島 千里	あわら市市姫 1 丁目	堂下 憲治	あわら市城
吉川 砥	あわら市春宮 1 丁目	野田 明夫	あわら市市姫 5 丁目
後藤 克彦	あわら市二面	紺井 堅二	あわら市市姫 1 丁目
奥中 浩師郎	あわら市中番	本多 徹	あわら市北潟
佐々木 信孝	あわら市井江畛		

【坂井地域】

大嶋 一志	坂井市丸岡町松川 1 丁目	森 嘉治	坂井市丸岡町舟寄
為国 政照	坂井市春江町針原	盛政 隆治	坂井市坂井町東
中島 禎子	坂井市丸岡町猪爪 1 丁目	岡本 正義	坂井市坂井町清永
後藤 詩律子	坂井市春江町沖布目	栗原 清代美	坂井市坂井町東
谷川 明	坂井市丸岡町今町	中川 浩次	坂井市丸岡町巽町
小林 信一	坂井市丸岡町下久米田	平田 敏行	坂井市坂井町清永
宮川 透	坂井市春江町為国西の宮	坪田 勇太郎	坂井市春江町田端

【坂井西地域】

三上 輝夫	坂井市三国町錦 4 丁目	佐々木 康男	坂井市三国町水居
島崎 昭治	坂井市三国町宿 2 丁目	揖井 喜由	坂井市三国町神明 1 丁目
南口 良雄	坂井市三国町殿島	森安 公生	坂井市三国町新保
中谷 敏夫	坂井市三国町加戸		

【鯖江・丹生地域】

田村 光雄	鯖江市桜町 3 丁目	永田 芳和	鯖江市幸町 2 丁目
福田 義一	鯖江市吉谷町	新井 眞示	丹生郡越前町梅浦
五十子千鶴子	鯖江市柳町 4 丁目	杉本 明	丹生郡越前町織田
本間 ひろ子	鯖江市新横江 1 丁目	和田 賢二	丹生郡越前町下糸生
東 定男	鯖江市神中町 3 丁目	久保 孝一	丹生郡越前町朝日

加藤	勝幸	鯖江市平井町	武田	裕己	丹生郡越前町櫻津
内田	慶治	鯖江市西袋町	岡井	勝治	鯖江市石田下町
西澤	義明	鯖江市中野町	菱川	與	鯖江市下野田町
菅原	誠	鯖江市西山町	坪内	正男	鯖江市屋形町

【越前地域】

柴田	義則	越前市広瀬町	橋本	高子	南条郡南越前町今泉
畑	忠男	越前市粟田部町	西出	福子	越前市広瀬町
前田	秀雄	南条郡南越前町東大道	西岡	國洋	越前市小松 2 丁目
小柳	敏貞	越前市中津山町	山室	嘉子	越前市北小山町
菱川	幸夫	越前市小松 2 丁目	佐々木	祠	越前市新堂町
小垣	喜美子	越前市国高 2 丁目	佐飛	義一	今立郡池田町常安
井上	久美子	越前市塚町	山本	弘	今立郡池田町東俣
京	明慶	越前市三ツ口町	赤田	利博	南条郡南越前町南今庄
内藤	志朗	越前市家久町	山田	紘史	越前市大谷町

【敦賀地域】

右近	義一	敦賀市相生町	玉井	保次	敦賀市公文名
芝井	武雄	敦賀市若葉町 2 丁目	久嵩	丈夫	三方郡美浜町早瀬
秦	實	敦賀市手	馬野	優	三方郡美浜町松原
中村	成夫	敦賀市古田刈	金田	正寛	三方郡美浜町山上
尾上	昌子	敦賀市津内	石丸	清美	三方郡美浜町山上
上田	久男	敦賀市市野々	古崎	邦夫	三方上中郡若狭町小川
宮原	芳明	敦賀市萌生野	大塚	季由	三方上中郡若狭町能登野
宮松	いすず	敦賀市五幡	藤田	正浩	三方上中郡若狭町相田

【若狭地域】

山下	利憲	大飯郡おおい町名田庄井上	祝子	倉雄	小浜市多田
大塚	拓巳	大飯郡おおい町岡田	岩本	喜美子	小浜市四谷町
石井	恒二	大飯郡高浜町和田	高島	睦子	小浜市千種 1 丁目
野勢	満夫	小浜市小浜酒井	勢馬	富男	三方上中郡若狭町市場
山下	左夜子	小浜市丸山	岩山	勝生	大飯郡おおい町本郷
成瀬	りえ子	小浜市国分	山本	雅年	大飯郡高浜町日置

平成二十一年二月二十四日印
平成二十一年二月二十四日発

行刷

發行人
印刷人

千九一〇—八五八〇
千九一九—〇四八二

福井県福井市大手三丁目一七番一号
福井県坂井市春江町中庄六一―三三二

福井県
(株)エクシート

☎ ⑤ 五六七八番